

令和4年10月3日

新城市水道事業

新城市下水道事業

新城市長 下 江 洋 行 様

新城市水道料金等審議会

会 長 藤 平 昇

水道料金及び下水道使用料のあり方について（答申）

令和3年12月20日付け諮問書により新城市水道料金等審議会
に諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

我が国は、本格的な人口減少を迎える中、地球環境問題の深刻化、巨大災害の頻発化、経済不況の長期化に加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の問題に直面しています。本市においても、種々の課題を抱えている状況ですが、市民の安心・安全な暮らしを維持するとともに、持続可能な地域社会を実現していくことが求められています。

水道事業は、市民生活や社会活動を支える重要なライフラインとして、安心・安全な水を安定的に、継続して供給するという役割を果たしてゆく必要が有ります。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、使用水量は減少傾向にある一方、水道施設の多くが老朽化し、施設の更新や耐震化などへの多額の投資が不可避となっており、水道事業の経営環境は、今後も非常に厳しい状況が見込まれます。

下水道事業は、快適でうるおいのある生活環境の維持改善及び公共用水域の水質保全等、都市機能の整備にとって欠かすことのできない根幹的な施設です。本市には豊川水系、矢作川水系があり、自治体として河川の水質を保全していく責務があります。

下水道事業の公共下水道事業区域においては、拡張事業が進み、処理区域面積は拡大しており、排水量において、微増の状態となっています。

加えて、地域下水道及び農業集落排水区域においては、排水人口の減少とともに、排水量の減少が進んでおり、他方では、施設の耐震や老朽化に伴う対策費用及び維持管理費の大幅増加が想定され、厳しい状況が続いています。

水道事業、下水道事業は、ともに独立採算制を前提とする地方公営企業として運営されており、一般会計からの基準外繰入金に大きく依存することが課題となっており、自ら対策をとっていく必要が

あります。

このような実情を踏まえ、当審議会では8回にわたり慎重に審議を重ね、今後の水道料金及び下水道使用料のあり方について結論を得たことから、次のとおり答申します。

1 水道料金及び下水道使用料の改定実施について

水道事業、下水道事業が置かれている現状を考慮すれば、水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ない。

2 水道料金及び下水道使用料の改定内容について

水道料金については、今回の料金改定により、一般会計からの基準外繰入金に頼ることなく、今後も安心・安全な水道水を供給する体制を継続すること。

下水道使用料については、水道料金の大幅な料金改定により、市民負担を考慮した範囲での改定とすること。

改定時期については、現在の経営状況を考慮し、適切な時期とすること。

改定後の料金、使用料については、3年後に再検討すること。

3 附帯意見

(1) 経営の健全化

今まで以上に支出削減や新たな収入確保の方法を検討し、将来世代への負担をできるだけ軽減できるように、効率的な経営に取り組

むこと。

(2) 新しい水道料金プランについて

利用者が水道料金プランを選択できるように、現在の水道料金プランだけでなく、基本料金と従量料金のセットプラン等の新しい水道料金プランの研究、検討に早期に取り組むこと。

(3) ダウンサイジングについて

給水量が減少していることから、水の需要に合った施設の統廃合や水道管布設替時の口径減径等、ダウンサイジングの検討を行い、将来的な維持管理及び更新にかかる費用を抑制するなど、更なるコスト削減に取り組むこと。

下水道事業についても、地域の実情に合った、既設の下水処理方法の見直し等、コスト削減の手法を検討すること。

(4) 市民への周知について

水道料金、下水道使用料の改定は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、広報誌など様々な手段を講じて市民の理解が得られるよう、効果的な広報活動に取り組むこと。